

議案第 1 0 8 号

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 2 月 1 6 日

提出者 瑞穂町長 山 崎 栄

（提案理由）

瑞穂町議会の議員の期末手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
3 1 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 9 0」を「1 0 0 分の 2 0 0」に、
「1 0 0 分の 2 0 5」を「1 0 0 分の 2 0 0」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和 8 年 3 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和 8 年 3 月に支給する期末手当については、この条例による改正後の第 5 条第 2 項中「100 分の 20」とあるのは「100 分の 25」とする。

瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

新	旧		
第1条から第4条 略 (期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において、議員報酬の月額に議員報酬の月額の100分の15を加算した額に、3月に支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては <u>100分の200</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の200</u> を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><td>略</td></tr></table> 第6条及び第7条 略 別表 略 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、公布の日から施行する。 <u>(令和8年3月に支給する期末手当に関する特例措置)</u> 2 <u>令和8年3月に支給する期末手当については、この条例による改正後の第5条第2項中「100分の20」とあるのは「100分の25」とする。</u>	略	第1条から第4条 略 (期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において、議員報酬の月額に議員報酬の月額の100分の15を加算した額に、3月に支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては <u>100分の190</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の205</u> を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 <table><tr><td>略</td></tr></table> 第6条及び第7条 略 別表 略	略
略			
略			